

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）〔抄〕 対照表

（傍線部分は第一案と第二案の主な相違点）

第一案

（定義）
第五条（略）

2（略）

3 この法律において「延命措置の不開始」とは、終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

第二案

（定義）
第五条（略）

2（略）

3 この法律において「延命措置の中止等」とは、終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること又は終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。